

下水道排水設備指定工事店指定申請に関わる手引き

担当課係名：館山市建設環境部都市計画課下水道室下水道施設整備係

電話：0470(22)3674

指定申請書（第1号様式，第1号様式の2，第2号様式）

- 1 新規で指定工事店としての指定を受けようとするときは，この申請書を提出してください。
また，指定工事店の指定を更新するときには，指定の有効期間が満了する前に，この申請書を提出してください。有効期間満了後は「更新」ではなく「新規」となりますのでご注意ください。
- 2 指定工事店の指定要件
 - (1) 下水道排水設備工事責任技術者が1名以上専属していること。
 - (2) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
 - (3) 千葉県内に営業所があること。
- 3 指定・継続指定手数料
新規登録手数料 15,000円
更新登録手数料 10,000円

異動届（第7号様式）

指定工事店は，次の各号の一に該当することになったときは，異動届を提出してください。

- (1) 組織を変更したとき。
- (2) 代表者の変更があったとき。
- (3) 商号を変更したとき。
- (4) 営業所を移転したとき。
- (5) 専属する専任技術者の変更があったとき。
- (6) 営業所の住居表示，電話番号に変更があったとき。
- (7) 代表者の住所に変更があったとき。

申請窓口

館山市湊465番地の1（鏡ヶ浦クリーンセンター）

管理棟2階 下水道室下水道施設整備係